

別 紙

第 1 法人税基本通達関係

昭和 44 年 5 月 1 日付直審(法)25「法人税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 資産の評価損

改 正 後	改 正 前
<p>(帳簿価額が減額された場合における評価換えの直前の帳簿価額の意義)</p> <p>9-1-12の2 法人が受ける令第 119 条の 3 第 7 項(移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例)に規定する対象配当等の額に係る同条第 9 項第 3 号の<u>基準時の属する日</u>が当該事業年度終了の日である場合において、当該対象配当等の額について同条第 7 項の規定の適用を受けたときは、法第 33 条第 2 項(資産の評価損の損金不算入等)に規定する「評価換えの直前の当該資産の帳簿価額」は令第 119 条の 3 第 7 項の規定を適用した後の帳簿価額となることに留意する。</p> <p>(注) 本文の取扱いは、令第 119 条の 3 第 5 項、第 6 項及び第 16 項から第 24 項までの規定の適用を受けた場合の帳簿価額についても、同様とする。</p>	<p>(帳簿価額が減額された場合における評価換えの直前の帳簿価額の意義)</p> <p>9-1-12の2 法人が受ける令第 119 条の 3 第 7 項(移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例)に規定する対象配当等の額に係る同条第 9 項第 3 号の<u>基準日</u>が当該事業年度終了の日である場合において、当該対象配当等の額について同条第 7 項の規定の適用を受けたときは、法第 33 条第 2 項(資産の評価損の損金不算入等)に規定する「評価換えの直前の当該資産の帳簿価額」は令第 119 条の 3 第 7 項の規定を適用した後の帳簿価額となることに留意する。</p> <p>(注) 本文の取扱いは、令第 119 条の 3 第 5 項、第 6 項及び第 16 項から第 24 項までの規定の適用を受けた場合の帳簿価額についても、同様とする。</p>